

## 平成27年度業務実績評価について

事項	26年度					27年度				
	評価項目	自己評価	大臣評価	重要度	難易度	評価項目	自己評価	大臣評価	重要度	難易度
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I-1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標	A	A	—	—	I-1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標	B	B	○	—
	I-2 リスク管理	B	B	—	—	I-2 リスク管理	B	B	○	—
	I-3 運用手法、財投債の管理・運用	A	A	—	—	I-3 運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A	A	—	—
	I-4 透明性の向上	A	A	—	—	I-4 透明性の向上	A	B	○	—
	I-5 基本ポートフォリオ	S	A	○	○	I-5 基本ポートフォリオ等	B	B	—	—
	I-6 市場及び民間の活動への影響に対する配慮	A	A	—	—	I-6 管理及び運用に関し遵守すべき事項	A	A	—	—
	I-7 年金給付のための流動性の確保	B	B	○	○					
						I-7 管理及び運用能力の向上	B	B	—	—
		I-9 調査・分析の充実等	B	B	—	—	I-8 調査研究業務	B	B	—
業務運営の効率化に関する事項	II-1 効率的な業務運営体制の確立	A	A	—	—	II-1 効率的な業務運営体制の確立	B	B	—	—
	II-2 業務運営の効率化に伴う経費節減	B	B	—	—	II-2 業務運営の効率化に伴う経費節減、契約の適正化	B	B	—	—
財務内容の改善に関する事項	III-1 財務内容の改善に関する事項	B	B	—	—	III-1 財務内容の改善に関する事項	B	B	—	—
その他業務運営に関する重要事項	IV-1 その他業務運営に関する重要事項	B	B	—	—	IV-1 その他業務運営に関する重要事項	A	B	—	—
	I-8 内部統制の一層の強化に向けた体制整備等	S	A	○	○					
総合評定	—	—	A	—	—	—	—	B	—	—

# 中期目標管理法人の評価について

## < 平成26年度までの独立行政法人の評価 >

### 評価主体・評価の体制等

- 各府省に設置された「独立行政法人評価委員会」が、第三者機関として、法人の評価を実施し、決定。
- 年度評価、中期目標期間評価（暫定評価・最終評価）を実施。  
※業績評価の結果に基づき、独法評価委員会が役員の退職金に係る業績勘案率を算定。
- 法人の財務諸表、組織・業務全般の検討、中期目標、中期計画等について意見。

### 評価基準等

- 各府省の「独立行政法人評価委員会」が、評語（評定）、評価基準、評価様式等をそれぞれ定め、評価を実施。
- 当省では、独法評価委員会が定める「評価基準」に基づき、目標を定めた項目ごとに5段階の評定を付す「個別評価」と、法人全体の状況について、記述による「総合評価」を実施。

### 第三者機関の役割（総務省の関与）

- 各府省の「独立行政法人評価委員会」が決定した「年度評価」、「中期目標期間評価」について、二次評価を行い、必要に応じて意見を述べるほか、独法評価委員会が算定した役員の退職金に係る業績勘案率について決定前に意見。
- 中期目標期間の終了時において、当該法人の組織・業務全般の検討に関し、主務大臣に対して勧告。

## 【独立行政法人の評価】

- 主務大臣が法人の評価を実施し、決定。**  
〔評価体制〕 評価＝法人所管部局  
点検＝政策統括官（社会保障担当）
  - 評価に際し、必要に応じて外部有識者の知見を活用。**  
〔独立行政法人評価に関する有識者会議の開催等〕
  - 年度評価、中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）を実施。**  
※業績評価の結果に基づき、主務大臣が役員の退職金に係る業績勘案率を算定。
- 
- 総務大臣が定める独立行政法人の評価に関する指針（統一ルール）に基づき、評価を実施。**  
〔評語〕 Bを標準とし、S～Dの5段階評定。  
〔評価基準〕 定量的指標において目標値の100%～120%を達成した場合にB評定 など  
〔評価様式〕 政府統一の評価様式を使用。
  - 中期目標を定めた項目ごとに評定を付す「項目別評定」と、法人全体の状況について評定を付す「総合評定」を実施。**
- 
- 中期目標期間の終了時において、見込評価、業務・組織全般の検討及び次期中期目標の策定に関し、主務大臣に対して意見。**

# 独立行政法人の業績評価の主なポイント

## 「B」評価が標準

中期目標等の所期の目標を達成している場合、評価は「B」となる。(定量的指標においては達成度100%以上120%未満)

※制度改正前は各省とも「A」評価以上の割合が高かったため、制度改正後は「B」評価を標準とすることになった。

■定量的・定性的双方の観点から、中期目標等の所期の目標を上回る成果が得られていると認められている場合に「A」評価以上を付すことが可能である。(定量的指標においては達成度120%以上)

■定量的指標が定められていない評価項目においては、原則、「A」評価以上を付すことはできず、「B～D」評価を付すことになる。

<参考>

総務省が平成26年度の年度評価等の結果を点検したところによると、厚生労働省は「A」評価以上の割合が他省と比較して高い。

※平成26年度評価の結果における各省の「A」評価以上の割合(厚労省の「A」評価以上の割合が全省の中で経産省に次いで2番目に高い)

経済産業省 56.1%、厚生労働省 47.8%、外務省 47.6%、総務省 28.2%、…(全府省平均20.9%)

## 「A」評価以上を付すときの留意点

専門的知識がない者でも理解できるように、定量的・定性的双方の観点から、中期目標等の所期の目標を上回る成果が得られていると認められること(定量的指標においては達成度120%以上)に関する説明を評価書に記載する。(特に以下①～④)

### ①中期目標等に定量的指標\*が定められていない場合

中期目標等に定量的指標が定められていなくても、評価書の中で定量的指標を設定することが認められているが、当該指標の過去の実績値や設定した考え方を十分に記載する。

※研究法人の場合、定量的な水準・観点やアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定した評価軸

### ②複数の定量的指標を用いて評価する場合

達成度120%以上となる実績がほとんどないにもかかわらず、「A」評価を付すには場合には評価書に根拠等を十分記載する。

### ③目標に重要度等が定められていない場合

目標に重要度等が定められていなくても、評価書の中で重要度等を設定することが認められているが、その根拠等を十分に記載する。また、難易度が高い目標を達成したときには評価を引き上げることが可能であるが、引上げの根拠等を十分に記載する。

### ④目標期間のほぼ毎年度120%以上達成となっている場合

目標水準が低い可能性があるため、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨を記載する。